

## 賃金支払状況等の報告状況について

### 1 根拠

県が締結する契約に関する条例第 8 条及び条例施行規則第 5 条の規定に基づき、条例第 7 条各号に掲げる事項の遵守の状況について、特定県契約の受注者（以下、特定受注者という）のうち知事が指定するものにかかる特定受注者に対し報告を求めるもの。（平成 29 年 4 月 1 日より施行）

### 2 報告対象の選定

契約担当室課から報告のあった特定県契約の要件に該当する契約について、報告対象となる特定県契約の指定に関するガイドライン及び同マニュアルの手順にしたがって、①契約が履行される地域、②工種・業務内容、③契約金額等について配慮の上選定を行った。

今年度、報告を求める特定県契約の件数は下表の通り。（カッコ内は特定県契約の全体数）

	県央	県南	沿岸	県北	計
工事請負契約	2 (4)	1 (2)	7 (16)	0※ (0)	10 (22)
業務委託契約	5 (10)	2 (3)	2 (4)	1 (2)	10 (19)
指定管理協定	7 (17)	1 (1)	1 (2)	1 (1)	10 (21)

※県北においては、要件に該当する工事がなかったもの。

### 3 法令遵守の状況について

報告対象として抽出した特定県契約 30 件のうち、契約時期等の関係から 22 件について平成 29 年 12 月 22 日を期限として報告を求めた。そのうち、21 件について受注者から提出があった。

報告状況及び賃金支払については、下表の通り。

(1) 特定県契約にかかる報告状況（平成 30 年 1 月 18 日現在）

	報告対象	照会件数	回答件数	計
工事請負契約	10	2	2	2
業務委託契約	10	10	9※	9
指定管理協定	10	10	10	10

※未提出の 1 件については、業務の繁忙期であるため期限後の提出となる旨の連絡があったもの

## (2) 賃金支払状況等の報告について

	最低額※	最高額
工事請負契約	875 円	1,500 円
業務委託契約	720 円	2,595 円
指定管理協定	716 円	3,383 円

※今回報告対象となったのは、10月支給分の賃金支払額である。

※10月支給に対応する最低賃金は、9月末日までの稼働分は716円（平成29年9月30日まで）、10月1日からの稼働分は738円（平成29年10月1日以降）となる。

※上記のいずれの契約においても、平成29年10月1日以降は最低賃金額の改定に応じて、賃金の支払いを行っているもの。

## (3) 社会保険等の加入状況について

	健康保険 未加入	厚生年金 未加入	雇用保険 未加入
工事請負契約	0 件	0 件	0 件
業務委託契約	0 件	0 件	0 件
指定管理協定	0 件	0 件	0 件

※ただし、短時間勤務者等の理由により適用除外となるため、未加入であると報告のあったものがあった。

## 4 今後の方向性について

特定県契約に従事する労働者の労働条件について、最低賃金以上の支払いがなされていること、社会保険等への加入が確認された。

平成30年度も同制度を運用し、県契約に従事する労働者の労働条件について把握し、その結果等を踏まえて条例の施行状況の検討を行う。